

令和6年第5回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年 5月 15日(水) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 武藤 康志 | 2番 | 伊藤 新司 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 井町 哲 | 5番 | 伊藤 美和子 | 6番 | 縄田 善博 |
| 7番 | 倉増 知 | 8番 | 前田 耕次 | 9番 | 中嶋 友之 |
| 10番 | 中野 修 | 11番 | 石田 健治郎 | 12番 | 中嶋 誠 |
| 13番 | 安部 好恵 | 14番 | 岸 英法 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 高見 清 | 17番 | 村上 浩一 | 18番 | 安富 法明 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 佐藤 和美 | 永安 達彦 | 松田 道子 |
| 山田 孝治 | 野上 武史 | 阿川 伸美 |
| 松田 康浩 | | |
- 5 欠席推進委員
- 6 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 河野 哲広 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主査 | 柳井 信吾 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時 0 0 分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 6 年第 5 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員 1 9 名全員出席、よって本総会が定数に達していることをご報告いたします。それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますですがよろしゅうございますか。それでは 4 番 井町委員、1 4 番 岸委員。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>先月出ておりました議案の方への年齢の記載については参考資料の方に記載されておりますので、そちらでご確認いただきたいと思ひます。</p>
事務局	<p>7 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請 7 件について、説明します。</p> <p>1 件目。資料 1 を参照してください。譲受人、●●●●、●●●●さん。譲渡人、●●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。遠方のため維持管理が困難であり、譲渡人より申請地を譲り受けるものです。農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号についても抵触しないものと考えています。</p> <p>2 件目、資料 2 を参照してください。譲受人、●●●●さん。譲渡人、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲受人が経営する●●の隣の農地を●●の栽培の為に譲り受けるものです。農地法第 3 条第 2 項の各号について抵触しないものと考えています。</p> <p>3 件目、資料 3 を参照ください。譲受人、●●●●、●●●●さん。譲渡人、●●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。高齢のため維持・管理が困難であり後継者もいないため、譲受人に譲渡すものです。農地法第 3 条第 2 項の各号について抵触しないものと考えています。</p>

<p>議長</p> <p>村上委員</p>	<p>4件目、資料4を参照ください。譲受人、●●●●、●●●●さん。譲渡人、●●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲渡人は平成30年に相続により申請地を取得しましたが高齢化と市外在住で維持管理が困難で、後継者もないため譲受人に譲渡するものです。この件につきまして農地法第3条第2項の各号について抵触しないものと考えています。</p> <p>5件目、資料5を参照ください。譲受人、●●●●、●●●●さん。譲渡人、●●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲受人は実家の畑で梅および紫蘇を栽培していましたが、実家に兄弟が住むことになり畑が使えなくなるため、代替地として譲渡人から農地を取得するものです。譲受人は県外に住んでおりますが、1・2か月に1度帰省しては約2週間滞在して農作業を行うとのことです。また市内に在住の親族が譲受人不在時の農作業を行うとのことです。この件につきまして農地法第3条第2項の各号について抵触しないものと考えています。</p> <p>6件目、資料6を参照ください。譲受人、●●●●、●●●●さん。譲渡人、●●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。申請地は譲渡人の他の耕作地から離れており、管理が難しく、かつ譲受人にとっては自宅から近いため、譲渡人から取得するものです。この件につきまして農地法第3条第2項の各号について抵触しないものと考えています。</p> <p>7件目、資料7を参照ください。本件は新規就農にあたります。譲受人、●●●●、●●●●さん。譲渡人、●●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲受人は農地付きの家を捜しており、申請地と家及び宅地を合わせて取得するものです。譲受人は農業未経験ですが、近所の農家に教わりながら畑で野菜を栽培することです。田については近所の農家に作業を依頼することです。この件につきまして農地法第3条第2項の各号について抵触しないものと考えています。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p> <p>全部耕作は国道●●●号線を●●方面から●●方面へ進み、●●バス停前の信号を右方面へ約1km行った譲受人の自宅近くの農地を調査しましたが問題ないと思います。</p>
-----------------------	--

推進委員	伊佐地区の阿川と申します。5番目の●●さんの件ですが、村上委員さんの説明の通り問題はないと考えておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	<p>若干私の方から補足説明をしておきます。3番の●●さんの件ですが、今仮配分で2枚ほど水田をいただいておられます。まだ換地が終わっておりませんので、確定はしてないんですけど、この水田になるんじゃないかという所を現地調査してます。もう今年の秋から耕作されるのかなという感じですよ。荒起こしは今年はしてありました。今から水田になるのかも分かりません。それから●●●●さんの件ですが、皆さんに分かりやすく言えば●●●●の入り口の手前、上り坂を上り始めたところから右斜めに下りる道がございます。これを下りたところかなり広い栗が植樹されたところがある。もう40年になってるんじゃないかという大きな木もありました。かなり切られて改植もされております。一部先程説明の中に造成をしておられますよって話ありましたが、元の土地がかなりひどい沼地のようで、水のたまっているところがまだ少し残ってます。そこを後どのくらいですかね？100㎡はないと思いますが埋めてしまえば畑地転用が終わってしまって、全部に栗が植栽できますよという所までやっておられます。畑地造成の届けは出ております。</p> <p>それともう1件、5番●●さんの件ですが、村上さんが現地調査された説明がその通りなんですけれど、ちょっと違っておりましたんでやっておきます。●●さん自身昨年まで梅を作っておられました。それをお兄さんかどうかわかりませんが、家を継がれる方が帰って来られて、行ったとき梅が植えてあったところを草刈るんだって入口の所の草刈りをしておられました。一部梅がもう掘り取られて多分新しく買われる農地の方に梅の木を植え代えられてるんじゃないかなと。親戚の方も帰ってきて掘って梅の木は引っ越しししとると言っておられました。昨年まで梅を圃耕作っていいですか親戚の畑に梅を植えて作っておられましたんで。新規就農には当たらないということで、耕作面積0になっておりますけれど、実際にはどうなってるのかということで現地調査を行っております。</p> <p>私の方からは簡単ですけど、補足説明をしておきます。委員の皆さんより何か意見ございましたらお願いいたします。</p>
委員	植え替えられた梅の木っていうのは自宅の裏の田んぼの件ですか？どこに植えてあった梅の木だろう。
議長	自宅の裏っていいですか。高速道路がありますから高速道路の下側になるんですかね。
委員	はい、分かりました。

議長	よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号につきまして原案の通り決定をいたします。 それでは議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。議案の朗読並びに説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	2件朗読。 それでは、農地法第5条許可申請2件について説明します。 1件目、資料8を参照してください。所在地は●●●●●●●●●●、転用面積4, 344㎡、申請人●●●●●●●●●●、太陽光発電施設を作っている会社になります。申請地は●●●●付近にある2種農地です。今回申請された農地は太陽光発電施設として使用予定です。長年耕作されておらず、除草作業のみを行っている状態です。またシカが多く出没する場所であるとのこと。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 2件目、資料9を参照してください。所在地●●●●●、転用面積1, 515㎡、申請人●●●●●。申請地は2種農地です。今回申請された農地は木材保有の為にクヌギ及びスギを植える予定です。周囲が山林と荒廃地のため植林による影響が少なく、他に適地が無かったとのこと。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。

委員	<p>17番村上です。</p> <p>1番目を説明します。5年以上耕作してなくて高齢化や後継ぎが無いので、●●●●●●●●●●太陽光発電施設にするということです。場所は●●●●から●●●●を●●●●に向かってトンネルを過ぎて、●●●●、●●●●●●●●●●を右に曲がってすぐ申請地があります。●●●●●●●●●●、資料の8-4から8-5、手前が●●●●●●●●●●から●●●●●●●●●●、そして奥に●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●あります。●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●は荒れてます。その両脇も全部荒れています。手前の●●●●●●●●●●、これは調査したところで水あてて代掻きされている状態でした。でこの面積がですね、一区画が申請された面積より多くて、昔水田を耕作されていたということで、除外申請もされていて、周りが荒地になっていて、水路は70cmくらい大きな水路があって問題はないと思います。</p> <p>資料9、2番目。場所は●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●下りてですね、●●●●●●●●●●を200m行った所を交差点を左に回って、約200m行ったらこの申請地があります。自宅から近い場所にあり、クヌギ・スギを植林して山林にするということです。周りは山林荒地になっていて、これも問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
野上推進委員	<p>推進委員の野上と申します。補足ではございませんけれども、今村上委員がおっしゃいましたように周辺に田んぼはあるんですけど、もう長いこと耕作がされておられません。太陽光には大変いい所ではないかと思います。ご審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
永安推進委員	<p>5番の永安です。申請地は右も左も荒地になってまして、特に植林に関しては問題ないと思いますので、審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。一つだけ皆さんに言っておかないといけないのは、1番の●●●●●●●●●●の件ですが、平成2年に農振の除外が行われております。どういうふうな経緯で除外されたかっていうのを調べたんですけど、全く分からなかったということです。</p> <p>委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいですか？</p>

委員	(はいの声)
議長	それでは採決に移りたいと思います。議案第2号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって2番は決定し、1番は常設審議委員会に移します。 それでは議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農業地域除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読1件。 農振除外1件について説明します。 資料10をご参照ください。所在地は●●●●、●●●●があるところです。参考資料の図面を見ていただければと思いますが、分間図をご確認いただければと思います。●●●●にテント倉庫を移設する関係で、隣地の農地を商品出荷作業を行う為の積み下ろし場及び車両の回転場として利用したいということで農振除外をしたいということです。開発の内容については、次のページに平面図横断図があります。このようになる予定です。 以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いします。
推進委員	別府の推進委員の松田です。この場所は隣に農地と建物があり何も影響がありません。問題はないというふうに思います。よろしくご審議の方をお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと僕の方から参考までに聞くけど、46㎡の方が圃場整備の残地で第1種農地なんよね？圃場整備で一回入れて残地で残した土地ですね？はい、ありがとうございます。 この1の方が圃場整備の時に一旦繰り入れて、そして端っこが残った部分がこの1で残地でございます。これだけは第1種農地になってます。そして2番の方につきましては、分間図からしたら続いた土地なんですけれど、上っていいですかテント倉庫って書

	<p>いてある所に現在家が建っております。この家の下の窪地なんですけど、圃場整備の時はここは関係していません。この家の所も昔畑の一部が圃場整備の関係で第1種農地なっていた所が除外されたということが3年か4年くらい前にございました。おばあちゃんが1人住んで亡くなられたんだと思います。そうですね？その後娘さんが来て畑は管理しておられたんですけども、出来ないってことで除外が出て転用が出たように、転用が出たかどうかまではよく分からないですけど除外が出たのは覚えております。そういう所でございます。</p> <p>委員の皆さんより何か意見ございましたらお願いいたします。</p>
委員	これは会社の母屋っていうんですか？あそこの交差点のそばにありますよね？
議長	はい。
委員	その間通路があって、その北側いうんですか？なんか倉庫みたいのがありましたよね？
議長	あれは●●●●。
委員	●●●●じゃないん？あの裏手になるんですよね。ワンステップ置かれた裏に建てるっちゅう事よね？
議長	入口が車で入る程度の通路しかありませんので。今からあそこの倉庫、どうかするのはちょっと私分かりません。よろしゅうございますか？
委員	面積は分間図と違うけどいいんかいね。
委員	面積が違うねえ。
委員	計画平面図に書いてる分間図、図の中の431㎡。
議長	431㎡。

委員	<p>だけど起案書には558になっとる。</p>
事務局	<p>すみません、558は国調前の面積です。431が本当です。</p>
議長	<p>今事務局長の方からありましたように、地籍の前の古い面積を書いたようですすみません。地籍後に431になっております。ありがとうございます。訂正してください、お願いします。</p> <p>他にはご意見ございませんか？</p> <p>他に無いようでしたら、採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
委員	<p>議案第3号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>それでは本日配布しております令和6年5月31日告示、令和6年6月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で11筆でございます。利用権設定面積が新規・再設定合計で17,279㎡、貸し手が5名、受け手が4名でございます。内訳は4ページ目でございます。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>

議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは採決に移りたいと思います。議案第4号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第5 報告第1号 農地法18条 第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	4件朗読。 合意解約4件について報告します。 1件目、●●●●さん。権利別で使用貸借と書かれていますが、すみません1件目は賃貸借になります。これは借受人が死亡されたことによる解約となります。 2件目、●●●●さん。貸付人が今後農地の権利を取得するための解約となります。 3件目、●●●●さん。議案2号の3条許可申請の売買許可契約の為の解約となります。 4件目も同様となります。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。1番につきましては●●さんの死亡に伴うものになります。 2番、これも売買よね？
事務局	これは申請があると思います。3条の申請が今後出てくると思います。

議長	まだ出てないんだ？
事務局	3条申請が先に出てきて、貸し借りの契約があるのでという話をして、出してもらいました。
議長	●●さんとのやつじゃないんだ。
事務局	それとは別件です。
議長	はい分かりました。3番4番については。
事務局	先程の●●さんの関係ですね。
議長	分かりました。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 無いようでしたら、終わらせていただいでよろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
事務局	はい、それでは特に発言ないようございますので、報告第1号は終わらせていただきます。 続きまして議事順位第6 報告第2号 農地転用現況証明について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	4件朗読。 現況証明願いの提出が4件ございましたので、説明いたします。 1件目、参考資料11をご参照ください。申請地は20年以上耕作されておらず、現在は原野になっております。 2件目、参考資料12をご参照ください。申請地は20年以上前から農機具倉庫が建っており、宅地となっております。 3件目、参考資料13をご参照ください。●●●が整理1、整理2と書かれておりますが、整理2の方が過去に植林されており、現在完全に山林化している所になります。整理1の方が恐らく過去に植林はしてなかった場所になりますが、30年以上耕作されておらず、原野となっております。

推進委員	3件目。 伊佐地区の推進委員山田です。委員が言われた通り原野山林化しております。どうしようもない所でございます。審議の程よろしくをお願いします。
議長	はい、4件目。
推進委員	推進委員の1番佐藤です。この該当の●●●●●●というのは●●●●●●の圃場整備の中で、●●●●●●を宅地で取得し、●●●●●●は非農地用換地となっておりますね、●●●●●●宅地造成したときにもう非農用地だからということで、法面に造成されたというふうに伺っております。したがってこれも圃場整備のなかでの処理ということになります。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。 委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。はい、井町さん。
委員	ちょっとよく分からないんですが、3番目の●●●の整理1とか2とか、どういう……勉強不足で申し訳ないんですが。
議長	簡単に言えば、例えば1番という番地がありまして1番に整備1、整備2というふうに地番が分かれることがございます。最近多いのが携帯電話等のアンテナでよく転用が出てまいりますけれど、この転用ですね、転用はしますけれどそこを分筆して登記をするというのが非常に少なくございます。だからアンテナが立っておれば、その部分が整理2になって、農地の部分が整理1になるというような形に。これ課税の関係の書き方なんです。だから今ここに出ております現況証明は整理1、整理2って付いてるんです。整理2の所は許可を取ったのか取らないのか分かりませんが、もうかなり昔にスギが植えてあったようでございます。今もうかなり大きなスギが生えておりますので、間違いのないと思います。だから整理2の部分は山として固定資産税を課税をしているということで整理がついております。だから全部耕作を見るときにですね、その地番を見れば必ず何かがあるよということになります。
委員	これ、登記簿に整理1とか2とか。

議長	登記簿にはありません。
委員	ないですよ。枝番は必ず付くはずなのにね。
議長	あくまで課税台帳の方に出てきます。
委員	ってことは枝番はつけてええの？
議長	あんまり気にされることは無いと思います。 もう一つ沢山あるのが、道路を作ったと、市道を拡幅したよと。そしたら市道のへりに拡幅して井町さんの土地を市が取ったよと。分筆も何もせずに市道として使っていると。そしたらそれは公衆用道路となりますんで、公衆用道路と書かれて分筆がされておられませんので、正式な地番が出来ませんので、整理2とかいう感じで整理番号が付くという感じになります。
井町委員	見たことが無いんだけど。課税台帳にはそれが載ってるんですか？
議長	課税台帳にはそのように出てきます。だから固定資産税の納税通知の時に一緒に名寄せが付いて送ってくると思います。名寄せの中にはそれが入っております。
井町委員	普通枝番を付けないやいけんのじゃないん？
議長	秋吉のように地籍がほとんど終わっておればですね、整理が無くなっております。地籍の時に皆解消しておりますので。
井町委員	分かりました。
議長	地籍と圃場整備が終わればですね、自然とこの辺は消えていきます。 以上でございますけど、他にご意見あればお願いいたします。 無いようでしたら、終わらしてもらってよろしゅうございますか？

事務局	委員、岸英法委員でございます。 以上でございます。
事務局	はい、私より一点ほど。この後総会が終わりましたら農業振興部会を開催したいと思います。内容につきましては6月に総会に提出します報告事項、令和5年度の農業委員会の農地利用最適化推進の状況等について協議したいと思いますので、該当される農業委員さんはよろしくお願いします。以上です。
事務局	すみません、今日配った配布資料の中にタブレット導入に関するアンケートという紙が一枚ございますので、こちら帰り際に出していただければと思います。余白に出来れば名前を記入していただければと思います。以上になります。
議長	互礼を先に行います。
事務局	互礼。
	午後3時10分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和6年5月15日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____